

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	介護保険法による介護保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和3年11月12日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険法による介護保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>介護保険は、介護保険法に基づき、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、加齢による病気等で要支援・要介護状態となり介護が必要な方に対して、必要な保険給付を行うものである。(介護保険法第1条)</p> <p>市町村及び特別区は、介護保険法の定めるところにより、介護保険を行うものとされており(介護保険法第3条)、介護保険制度を運営する団体を保険者といい、川崎市は川崎市介護保険の保険者である。</p> <p>介護保険の事務では、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び収納、要介護・要支援認定及び保険給付等の事務を行うが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)においては、番号法第9条第1項 別表第1の68の項(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。</p> <p>1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者(65歳以上)の資格の異動(取得、喪失、変更)等の届出 ・第1号被保険者、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の被保険者証及び受給資格証明書の交付 <p>2 介護保険料の賦課・収納に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の算定のための所得の把握 ・保険料の賦課 ・保険料の徴収方法(年金からの特別徴収及び被保険者からの納付による普通徴収)の決定 ・保険料決定(更正)通知書等の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請受理及び決定 ・保険料の徴収 <p>3 認定管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護(要支援)認定等の申請の受理及び認定 ・要介護(要支援)更新申請の受理及び認定 ・要介護(要支援)状態区分の変更申請の受理及び認定 <p>4 給付管理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)への受給者異動情報の提供及び給付実績情報等の確認 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・福祉用具購入費、住宅改修費の確認及び支給の決定 <p>5 地域支援事業に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業対象者の資格管理 ・介護予防事業の利用申請の受理及び決定
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> <p>5) 30万人以上</p>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報(※1)の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム4									
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・【住民向け機能】自らが受けることできるサービスをオンライン検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (他のシステムとの接続なし)</td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (他のシステムとの接続なし)	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (他のシステムとの接続なし)									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>1 資格関係情報 ・被保険者の資格情報を正確に取得する等により資格事務を適正に行うため、資格関係情報を利用する必要がある。</p> <p>2 賦課・収納関係情報 ・被保険者等の所得情報を正確に取得する等により賦課徴収事務を適正に行うため、賦課・収納関係情報を利用する必要がある。</p> <p>3 認定関係情報 ・他市町村からの転入者の場合、転入前の認定情報を継続させるため、転入前に居住していた市町村から当該転入者の受給資格証明書情報等を入手し、認定関係情報として記録し、利用する必要がある。</p> <p>4 給付関係情報 ・給付情報を正確に取得する等により給付事務を適正に行うため、給付関係情報を利用する必要がある。</p> <p>5 地域支援事業関係情報 ・介護予防事業利用状況を把握し的確な介護予防につなげるため、地域支援事業関係情報を利用する必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>・他市町村からの転入者の被保険者情報について、番号法に基づき他市町村から情報提供を受けられるようになることで、より迅速かつ正確に被保険者資格の異動管理が実現できる。</p> <p>・他市町村からの転入者の所得情報について番号法に基づき他市町村から情報提供を受けられるようになることで、これまで文書による照会や添付書類により行っていた事務の効率化及び適正化が図られる。</p> <p>・他市町村からの転入者の場合、番号法に基づき他市町村から当該転入者の受給資格証明書情報等を迅速かつ正確に入手し把握することで、認定者の利便性の向上につながる。</p> <p>・他市町村からの転入者の給付情報について、番号法に基づき他市町村から情報提供を受けられるようになることで、転入前に居住していた他市町村と本市との間で給付調整がスムーズに行われ、給付適正化が図られる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号)</p> <p>・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2 93の項、94の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、8の項、11の項、17の項、22の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、43の項、46の項、56の2の項、58の項、61の項、62の項、80の項、81の項、83の項、87の項、90の項、94の項、95の項、97の項、106の項、108の項、109の項、117の項、120の項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局長寿社会部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
8. 他の評価実施機関	
—	

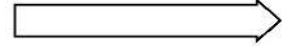
(別添1) 事務の内容



住民

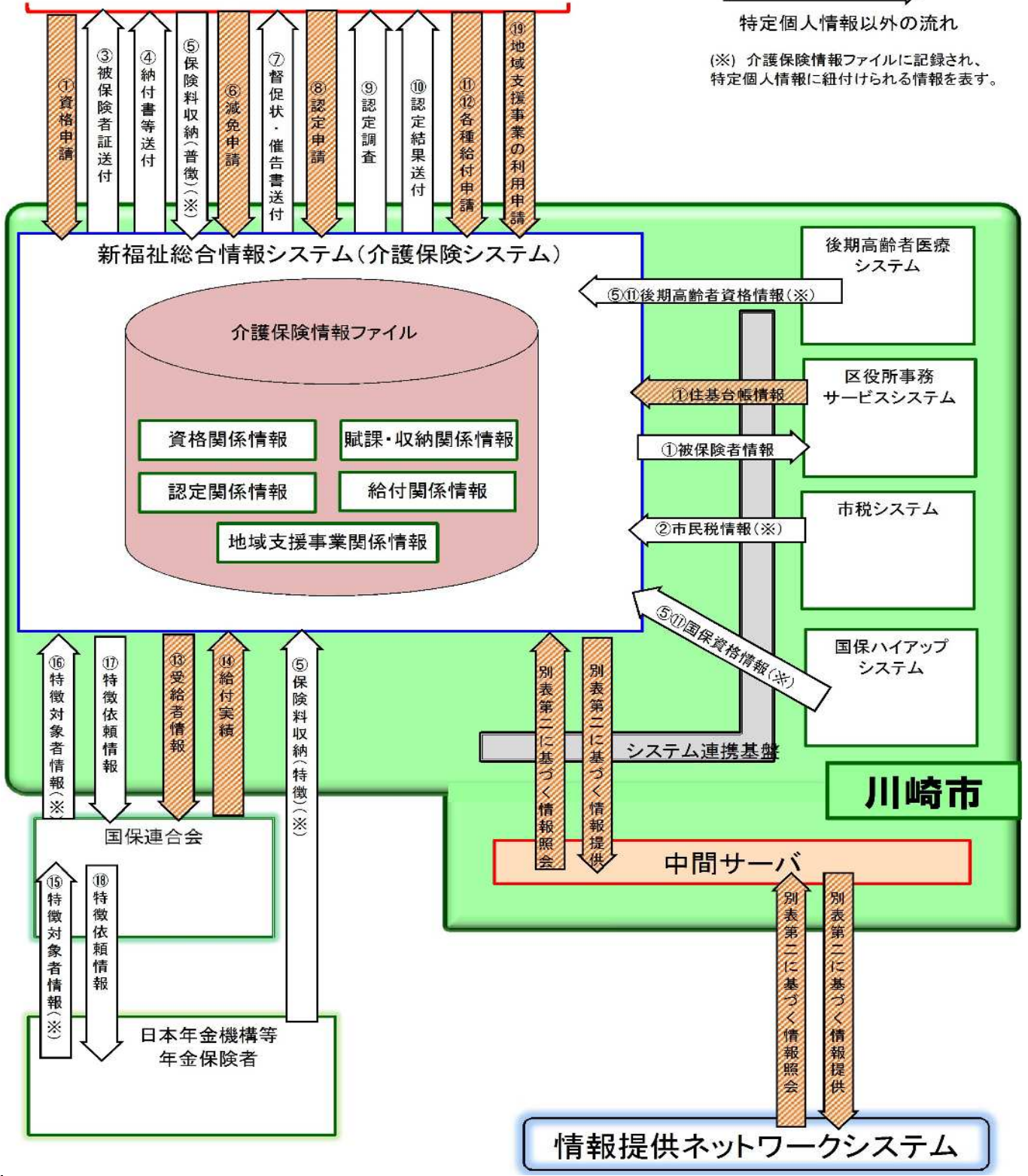


特定個人情報の流れ



特定個人情報以外の流れ

(※) 介護保険情報ファイルに記録され、特定個人情報に紐付けられる情報を表す。



(備考)

1 資格(被保険者)情報の管理に関する事務

- ① 第1号被保険者の資格の異動(取得、喪失、変更)等の届出を受理、住基台帳情報による被保険者資格の管理
- ③ 第1号被保険者、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の被保険者証及び受給資格証明書の交付

2 介護保険料の賦課・収納に関する事務

- ② 市民税情報の把握による保険料の賦課
- ④ 保険料決定(更正)通知書等の通知
- ⑤ 特別徴収・普通徴収の徴収方法の決定及び保険料の収納
- ⑥ 保険料の減免等の申請受理および判定
- ⑦ 保険料の滞納者への督促状、催告書の送付

- ⑮ 日本年金機構等の年金保険者から国保連合会へ特別徴収対象者情報等の提供
- ⑯ 国保連合会から特別徴収対象者情報等を受理
- ⑰ 国保連合会へ特別徴収依頼情報等を提供
- ⑱ 国保連合会から日本年金機構等の年金保険者へ特別徴収依頼情報等を提供

3 認定管理に関する事務

- ⑧ 要介護(要支援)の新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請の受理
- ⑨ 認定調査、認定審査の実施
- ⑩ 要介護認定結果通知書等の送付

4 給付管理に関する事務

- ⑪ 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請の受理、医療保険資格情報の確認、支給決定
- ⑫ 福祉用具購入費、住宅改修費の確認及び支給申請の受理・決定

- ⑬ 国保連合会へ受給者情報等を提供
- ⑭ 国保連合会から給付実績情報等を受理

5 地域支援事業に関する事務

- ⑲ 地域支援事業の利用申請の受理及び決定

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルのうち、第1号被保険者及び世帯員並びに認定を受けた第2号被保険者及び世帯員。
その必要性	・番号法においては、番号法第9条第1項 別表第1の68の項の規定により、被保険者の個人情報を個人番号と紐付けて管理する必要があるため。 ・対象となる事務は、[I 基本情報]-[1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務]-[②事務の内容]のとおりに。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>【識別情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 ・その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号を保有する。 <p>【連絡先等情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4情報:被保険者証の印字等、介護保険事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 ・連絡先:本人への連絡等のために保有する。 ・その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等を保有する。 <p>【業務関係情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税関係情報:収入・所得等に応じて保険料の賦課、収滞納管理、給付の負担上限等を決定するために保有する。 ・医療保険関係情報:2号被保険者の資格確認及び高額医療合算等の給付事務を行うために保有する。また後期高齢者医療保険関係情報については、介護保険料の特別徴収を適切に実施するために保有する。 ・障害者福祉関係情報:被保険者の適用除外の確認等を行うために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護及び高齢福祉年金の受給情報を把握し、保険料計算や給付の負担上限等を決定するために保有する。 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護保険及び地域支援事業の事務実施に必要なため保有する。 ・年金関係情報:介護保険料の特別徴収を適切に実施するために保有する。 ・災害関係情報:保険料・利用料の軽減等を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	健康福祉局長寿社会部介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (財政局市民税管理課、市民文化局戸籍住民サービス課、健康福祉局保険年金課、長寿医療課、生活保護) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国保連合会) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)
③入手の時期・頻度	<p>1 識別情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所事務サービスシステムで異動が発生した際に庁内連携システムを通じて随時入手する。 ・本人等から申請を受けた都度入手する。 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 <p>2 連絡先情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所事務サービスシステムで異動が発生した際に庁内連携システムを通じて随時入手する。 ・本人等から申請を受けた都度入手する。 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 <p>3 業務関係情報(年金関係情報、医療保険関係情報を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税システム等の連携先システムで異動が発生した際に庁内連携システムを通じて随時入手する。 ・国保連合会とのデータ伝送システム(専用線)を通じて月に1回入手する。 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 <p>4 業務関係情報(年金関係情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。 <p>5 業務関係情報(医療保険関係情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療システムから電子記録媒体にて月に1回入手する。 ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1 被保険者の資格管理 本人等の申請または、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報等をもとに、資格管理を行う。</p> <p>2 保険料の賦課・収納 本人等の申請または、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、災害関係情報等をもとに、保険料の賦課・収納を行う。</p> <p>3 要介護(要支援)認定等 本人等の申請または、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報等をもとに、要介護(要支援)認定事務を行う。</p> <p>4 保険給付 本人等の申請または、住民票関係情報、地方税情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、災害関係情報等をもとに、保険給付を行う。</p> <p>5 地域支援事業の実施 本人等の申請または、住民票関係情報等をもとに、介護予防事業利用状況を把握した上で地域支援事業を行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>1 被保険者の資格管理 本人等の申請内容、住民票関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び年金関係情報等の突合を行い、被保険者の資格確認を行う。</p> <p>2 保険料の賦課・収納 本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報及び災害関係情報等の突合を行い、保険料の賦課の決定を行う。</p> <p>3 要介護(要支援)認定等 本人等の申請内容、住民票関係情報、生活保護・社会福祉関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報等の突合を行い、要介護(要支援)認定事務を行う。</p> <p>4 保険給付 本人等の申請内容、住民票関係情報、地方税情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報及び災害関係情報等の突合を行い、保険給付を行う。</p> <p>5 地域支援事業の実施 本人等の申請内容、住民票関係情報の突合を行い、介護予防事業利用状況を把握した上で地域支援事業を行う。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>国・県への報告資料作成等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうる統計・分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>介護保険料の賦課決定、要介護(要支援)認定等の決定、負担割合証の決定 等</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	福祉総合情報システム1次運用保守業務	
①委託内容	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。	
その妥当性	福祉総合情報システム(介護保険システム)の安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (運用・保守専用のシステム環境)	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 川崎支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用保守の一部を再委託。
委託事項2～5		
委託事項2	福祉総合情報システム運用支援業務委託	
①委託内容	ドキュメント管理、処理依頼書作成、マスターデータ修正、トランザクションデータ修正、日常業務支援、関係ツール作成・管理など	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。	
その妥当性	福祉総合情報システム(介護保険システム)の安定的な稼働のための専門的な知識及び技術を有し、かつ開発元でもあるため。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 リ [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (運用・保守専用のシステム環境)	
⑤委託先名の確認方法	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」にて確認可能	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社 川崎支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	運用保守の一部を再委託。
委託事項3		介護保険保険者事務共同処理業務委託
①委託内容	介護給付の審査・支払に付随する業務として、保険者の行う介護保険の事務処理のうち、共通する事務を共同処理し、介護保険業務の効率的な運営と精度の向上を図るため、神奈川県国民健康保険団体連合会が行う電子計算機による共同処理業務を委託する。そのうち、給付系保険者事務共同作業として、高額医療合算介護(予防)サービス費支給処理の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルのうち、介護給付を受けた被保険者	
その妥当性	国保連は、介護保険法第176条において介護給付費等の請求に関する審査及び支払業務を行うと規定されていることから。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 リ [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	事務担当課への問い合わせによる。	
⑥委託先名	神奈川県国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	給付系保険者事務共同処理(償還払給付額管理のための処理/主治医意見書料支払のための処理他)、介護給付適正化事業における情報提供(介護給付費通知書作成のための処理/ケアプラン分析ファイル作成処理他)、介護給付適正化事業における保険者支援(医療給付情報突合リストにおける処理/過誤申立書情報における処理他)

委託事項4		福祉総合情報システム統合運用保守管理支援業務
①委託内容		福祉総合情報システムの安定運用に向けた定常運用支援、年間イベント対応支援、制度改正等による追加改修対応支援、運用改善支援、長期テーマ対応支援業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員。
その妥当性		福祉総合情報システム(介護システム)の安定的な稼働のための専門的な知識と技術を有し、かつ開発時からの開発工程管理支援者であるため。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (運用・保守専用のシステム環境)
⑤委託先名の確認方法		事務担当課への問い合わせによる。
⑥委託先名		株式会社 野村総合研究所
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑨再委託事項	現在の委託先においては、再委託を行っていない。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている (34) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (10) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第1項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第2項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第3項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第4項
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第6項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先6～10	

提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第26項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先7	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第30項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先8	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第33項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先9	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第39項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先10	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第42項
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先11～15	
提供先11	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第46項
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第一項又は第四百一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第56項の2
②提供先における用途	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先13	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第58項
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第61項
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第62項
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16～20	
提供先16	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第80項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第83項
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先18	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第87項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先19	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第90項
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先20	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第94項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先1	財政局税務部市民税管理課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	番号法第9条第1項 別表第1第16項に定める事務(地方税賦課事務)
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険賦課(特別徴収)情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月に1回
移転先2～5	
移転先2	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条第10号
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条第10号に規定する住民基本台帳の記載事項として使用する
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険資格情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時(資格異動が発生する都度)

移転先3	健康福祉局医療保険部医療保険課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の10の項)及び第3項
②移転先における用途	・番号法別表第2 42の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険賦課(特別徴収)情報) ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月に1回
移転先4	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の23の項)及び第3項
②移転先における用途	・番号法別表第2 80の項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険料賦課(特別徴収)情報、介護保険資格情報) ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	月に1回

移転先5	健康福祉局生活保護・自立支援室
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の7の項、36の項)及び第3項
②移転先における用途	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険資格情報、介護保険賦課情報、介護保険認定情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	生活保護法による保護の決定及び実施にあたっては照会を受けた都度、徴収金の徴収に関する事務にあたっては月に1回。
移転先6～10	
移転先6	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、医療保険部国民年金・福祉医療課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の27の項)及び第3項
②移転先における用途	・番号法別表第2 108の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先7	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の2の項)
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先8	財政局税務部税制課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の8の項)
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先9	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の19の項)
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先10	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
①法令上の根拠	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の31の項)
②移転先における用途	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲に同じ
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>1 福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。</p> <p>2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>4 サービス検索・電子申請機能における措置 ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。</p>	
---------	---	--

②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p style="text-align: center;">4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p style="text-align: center;">10) 定められていない</p>
	その妥当性	<p>介護保険法第21条の損害賠償請求権は、被保険者が権利を行使することができることを知った時又は損害及び加害者を知った時から5年間、権利を行使することができる時から20年間のいずれか早い方の経過により完成するため。</p>

③消去方法	<p>1 福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>4 サービス検索・電子申請機能における措置 LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、速やかに完全消去する。</p>	
-------	--	--

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

■介護保険情報ファイル

<基本項目>

・宛名コード
・通称名カナ
・郵便番号
・住民日届出日
・非住民日異動事由
・入国目的
・転入前住所
・住民税情報
・口座情報
・国民健康保険情報

・個人番号
・通称名
・住所
・住民日異動日
・届出日
・在留期間
・転入前住所方書
・医療保険情報
・老人保健情報
・後期高齢者情報

・世帯コード
・生年月日
・住所方書
・住民日異動事由
・異動日
・在留期間満了日
・転出先郵便番号
・老齢福祉年金情報
・生活保護情報

・氏名カナ
・性別
・住所コード
・非住民日届出日
・異動事由
・外国人住民となった日
・転出先住所
・送付先情報
・特記事項情報

・氏名
・続柄
・住民区分
・非住民日異動日
・国籍
・転入前郵便番号
・転出先住所方書
・連絡先情報
・送達記録情報

<1 資格関係情報>

・被保険者番号
・一号該当日
・境界層者情報

・資格異動日
・資格異動事由
・適用除外情報

・資格届出日
・被保険者区分
・負担割合情報

・資格取得日
・証発行情報

・資格喪失日
・施設入所情報

<2 賦課・収納関係情報>

(賦課関係情報)

・賦課年度
・所得段階

・徴収方法
・保険料額

・賦課期日
・減免情報

・賦課更正事由
・特徴年金情報

・賦課更正日
・特徴年金情報(介護)

(調定関係情報)

・調定年度
・徴収方法
・期別
・期別保険料額
・納期限

(収納関係情報)

・賦課年度
・保険料収納金額
・消込日
・分納情報

・調定年度
・延滞金額
・過誤納情報

・徴収方法
・督促手数料額
・還付充当情報

・期別
・収納日
・督促催告情報

・収納種別
・領収日
・滞納情報

<3 認定関係情報>

・申請日
・申請者氏名
・調査実施場所
・調査委託事業者
・かかりつけ医
・診断命令書発行日
・審査予定日
・サービス種類変更有無
・認定有効開始日
・処分延期決定日
・訪問調査特記事項

・申請受理日
・申請者住所
・調査票回収予定日
・訪問調査員
・意見書作成日
・二次審査日
・認定取消日
・認定有効終了日
・申請代理人
・共同処理用受給者異動情報

・申請区分
・申請者郵便番号
・調査委託日
・調査結果入手日
・審査会会場
・サービス種類限定有無
・認定有効月数
・要介護認定理由
・認定通知書通知日
・認定通知書発行日
・サービス種類限定情報
・転入者管理情報
・訪問調査情報
・主治医意見書情報
・審査会意見情報
・生保2号被保険者情報

・申請理由
・申請者関係
・申請者電話番号
・訪問調査希望日時
・訪問調査開始時刻
・かかりつけ医医療機関
・意見書作成依頼日
・意見書依頼書発行日
・一次判定日
・合議体番号
・二次審査要介護区分
・要介護認定日
・処分延期事由
・訪問調査情報

・申請者関係
・訪問調査希望日時
・訪問調査開始時刻
・かかりつけ医医療機関
・意見書作成依頼日
・意見書依頼書発行日
・一次判定結果
・二次審査要介護区分
・要介護認定日
・処分延期事由
・訪問調査情報

<4 給付関係情報>

(居宅サービス関係情報)

・申請受付日
・居宅介護支援事業者

・届出日
・申請代理人

・居宅有効開始日
・給付管理票情報

・居宅有効終了日
・居宅サービス届出番号

(国保連関係情報)

・受給者異動情報
・共同処理用受給者異動情報

・給付実績情報 ・給付実績明細情報 ・過誤申立情報 ・再審査申立情報

(償還払関係情報)

・サービス提供年月 ・申請書番号 ・申請給付種類 ・申請日 ・受付日
・申請者との関係 ・申請者事業者番号 ・申請者氏名 ・申請者郵便番号 ・申請者住所
・申請者電話番号 ・支払方法 ・支払口座 ・通知書送付先 ・保険請求額
・利用者負担額 ・審査年月 ・支給決定日 ・支払金額 ・緊急時施設療養情報
・特定診療費情報 ・食事費用情報 ・福祉用具購入費情報 ・住宅改修費情報 ・居宅サービス計画費情報
・事前相談情報

(高額介護サービス関係情報)

・サービス提供年月 ・申請日 ・申請者との関係 ・申請者事業者 ・申請者氏名
・申請者郵便番号 ・申請者住所 ・申請者電話番号 ・支払方法 ・支払口座
・通知書送付先 ・サービス費用額 ・利用者負担額 ・算定基準額 ・支払済額
・高額支給額 ・勸奨通知書作成日 ・算定基準日 ・算定世帯コード ・所得区分
・老福の有無

(減免関係情報)

・減額申請日 ・申請者との関係 ・申請者氏名 ・申請者郵便番号 ・申請者住所
・申請者電話番号 ・減額認定日 ・減額結果通知書送付先 ・減額 ・減額開始日
・減額終了日 ・減額結果通知書作成日 ・一割負担減免情報 ・旧措置者減免情報 ・社会福祉法人減免情報
・特定標準負担額減額情報 ・訪問介護負担額減額情報 ・特定入所者介護サービス情報

(給付制限関係情報)

・一時差止対象者情報 ・控除適用情報 ・支払方法変更情報

(高額医療合算関係情報)

・高額合算申請情報 ・高額合算支給決定情報 ・高額合算自己負担額確認情報

<5 地域支援事業情報>

・予防事業対象者情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者等の資格異動の届出の際には、資格管理に必要な情報のみを受理している。 ・他市町村等から情報を受理する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものが明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	

<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p>
<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。</p>
<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることとし、郵送で受ける場合は、各区・各地区介護保険主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようにしている。 ・特定個人情報が記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・福祉総合情報システム(介護保険システム)のネットワークは、論理的に外部との通信が遮断された回線を利用しており、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようにしている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p> </p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、不適切な端末操作や情報照会などを抑止し、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保する。また、システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、必要のない情報との紐付け等が行われるリスクを防止している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	福祉総合情報システム(介護保険システム)での番号利用業務以外の業務における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、本システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムにおけるアクセス権限の発行・失効を行う権限を所管課長に限定することで、不正なユーザーにアクセス権限が付与されることのないよう管理を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	人事情報と突合することでアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	福祉総合情報システム(介護保険システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前にの責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは禁止している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようにする。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	1 業務委託契約書に次に掲げるものに関する事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・「川崎市情報セキュリティ基準」等の遵守 ・機密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止 ・情報の複写及び複製の禁止 ・情報の帰属 ・情報資産の授受、搬送、保管、廃棄等 ・本市の情報システムの使用やその設置場所への入退室 ・事故発生時における報告義務 ・情報セキュリティの確保に必要な管理事項 2 委託する業務で取り扱う情報の機密性を考慮し、委託先の責任者や実施者から必要に応じ、機密保持等に関する誓約書を提出させる。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を事前に提出させる。 ・閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システムの的に操作を制限する。 ・操作ログを記録し、不正な使用がないことを確認する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先において、特定個人情報の利用履歴について、当該委託業務契約期間まで記録する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 ・必要があれば、当市職員が現地調査を行うことも可能とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際は、日付及び件数等を記録した受渡簿により管理する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1 委託契約上、以下の措置をとる旨を規定している。また、必要に応じて本市職員が現地調査を行う。 ・情報の複写及び第三者への提供の禁止 ・業務委託期間終了までに本市に返却すること。 2 消去するデータで保管期限が経過したものについては、消去を実施した後、「入力保管台帳」及び「出力保管台帳」へ記録する。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提供及び移転する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に共通システム内のログに作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みになっている。 ・システム連携基盤では、特定個人情報の提供・移転日時及び提供・移転先について記録を残している。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条例に規定される事項に限り提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課あて利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務所管課によりアクセス権限を管理し、アクセスできる情報を制限している。 ・操作ログを記録し、誰がいつどの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・閲覧、データ提供等については、許可書、依頼書等で記録管理している。 ・システム連携基盤では、各利用システムごとにIDとパスワードによる認証及びアクセス制御を実施しており、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員への特定個人情報保護についての周知徹底を行う。 ・特定個人情報の提供・移転時には、複数の担当者による等、内容の確認を行う。 ・閲覧、データ提供については、許可書、依頼書等で管理している。庁内連携システム等によるデータ提供は、システム上、許可された提供先のみ提供されるよう制限している。 ・システム連携基盤において、あらかじめ設定された提供・移転先のみが連携可能となっており、また、すべての情報を連携することはできない仕組みとなっている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(*1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(*2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(*3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (*2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (*3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は、照会対象者に付番された個人番号に基づき、団体内統合宛番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されるため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置></p> <p>①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)または特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(*)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを抑止する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(*)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(*)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><システム連携基盤における措置> システム連携基盤は自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されるため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(*)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(*)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<システム連携基盤における措置>

- ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制する。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。
- ②システム連携基盤は自機関向けの間接サーバーとだけ通信および特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ③システム連携基盤と自機関向けの間接サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

<中間サーバーの運用における措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <p>中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ及びクライアントは、論理的に外部との通信が遮断された庁内回線のみで接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 <p>【システム連携基盤における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 <p>【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、福祉総合情報システム(介護保険システム)にも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定め、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、廃棄又は消去を実施する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

個人情報に関する重大事故について

事案 1 税の委託業務における無許諾での再委託

【事案の内容】

①発生（発覚）時期

平成 30 年 12 月 13 日

※委託期間は平成 29 年 12 月 18 日～平成 30 年 3 月 31 日

②事案の概要

平成 29 年度に市が委託したマイナンバーを含む課税資料のデータ入力業務において、本市の許諾を得ることなく無断で他の業者に再委託をしていた事実が判明した。

③原因

委託先の作為による報告詐称によるもの。また、市として実地の監査・調査を実施していないなど、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が不十分であったことにより、発覚の遅れにつながった。

④影響

39 万 5,788 件分の個人情報が第三者（再委託先事業者）に漏えいした。

そのうち、マイナンバーが記載されているものは約 35 万件と推計される。

(漏えい等した情報の内容)

- ・給報（総括表）：給与支払者の法人番号、名称、所在地、受給者人数など
- ・給報（個人別明細書）：従業員の方の住所、氏名、生年月日、個人番号、給与収入額、所得控除の内訳など

なお、再委託先事業者から外部への漏えいは確認されなかった。

⑤事故発生（発覚）時の対応

- ・平成 30 年 12 月 13 日 委託先事業者が来庁し、事案について報告
- ・平成 30 年 12 月 19 日 議会報告及び報道発表

【再発防止策の内容】

特定個人情報を取り扱う業務を外部委託する際には、従来からの手続に加え、契約締結時に再委託の予定が無い旨を書面で提出させるように改めたほか、特定個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか、作業場所の実地による調査や従業員に対する監督・教育の状況確認を行うこととした。

受託業者に対しては、法令違反及び契約違反が行われたことや、専門機関による調査結果等を踏まえ、令和元年 9 月 30 日付けで競争入札参加資格の指名停止措置を行った。

事案 2 乳幼児健康診査受診票等の誤廃棄

【事案の内容】

①発生（発覚）時期

発生日不明（平成 28 年 1 月から令和 2 年 6 月までの間）。令和 2 年 6 月 8 日に所在不明の事実が判明。

②事案の概要

中原区役所地域支援課において、乳幼児健康診査の受診票（平成 27 年 4 月～12 月 中原区内医療機関実施分）と、妊婦健康診査の費用補助券（平成 27 年 5 月～8 月、10 月、12 月、中原区内医療機関請求分）を文書保存期間中にもかかわらず廃棄していた。

③原因

- ・公文書分類表に記載されているにもかかわらず、簿冊登録をせず、また保存箱への廃棄年度記載を複数人で確認していなかったこと、また、適正な手続きに則った廃棄処理を行っていなかったこと。

④影響

誤廃棄した文書の件数等（推定値）

- ・乳幼児健康診査受診票：紛失した期間の対象者数 7,975 件のうち、中原区在住者分
- ・妊婦健康診査費用補助券：紛失した期間の対象者数 18,478 件

⑤事故発生時の対応

- ・令和 2 年 6 月 8 日 受診票等が所在不明であることが判明
- ・令和 2 年 6 月 8 日～6 月 12 日 受診票等の搜索、事実関係の調査及び確認
- ・令和 2 年 6 月 15 日 誤廃棄についての報道発表

【再発防止策の内容】

健康診査受診票をはじめとする個人情報に記載されている文書等については、簿冊登録をはじめとする適正な文書管理を行うとともに、文書の廃棄に際しては、文書内容を複数人で確認するなど、細心の注意を払って適切に処理するよう対応する。

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>・1年に1回、チェックシート等により自己点検を行うこととしている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>【内部監査】</p> <p>・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。</p> <p>・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</p> <p>【外部監査】</p> <p>・情報統括監理者(CIO)の責任において情報セキュリティ監査人(専門的技術を持った法人)に委託することにより実施している情報セキュリティ監査の中で、特定個人情報ファイルの取扱いの適正性についても併せて監査を実施する。</p> <p>・監査の結果については、事務を所管する局の長(情報セキュリティ責任者)に通知し、改善のための措置を検討・実施する。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・川崎市情報セキュリティ基準等に基づき、情報セキュリティに関する教育を実施することとしている。</p> <p>・新任職員に対して、特定個人情報保護や情報セキュリティに関する研修を実施することとする。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・健康福祉局長寿社会部介護保険課 住 所: 〒212-0013 幸区堀川町580番地(ソリッドスクエア西館10階) 電話番号: 044-200-2678 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108
②請求方法	川崎市個人情報保護条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無 料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	資格情報ファイル、ほか
公表場所	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局長寿社会部介護保険課 住 所: 〒212-0013 幸区堀川町580番地(ソリッドスクエア西館10階) 電話番号: 044-200-2678
②対応方法	—

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、川崎市ホームページ及び事務所管課において全項目評価書を公開し、ファクス、郵送、持参、専用フォームにて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和2年1月8日から2月7日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年2月25日
②方法	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)において第三者点検を実施した。
③結果	川崎市情報公開運営審議会(特定個人情報保護評価点検委員会)から、次のとおり結果通知あり。 「重大事故発生に伴うしきい値判断見直しに関する特定個人情報保護評価に関し、提出を受けた特定個人情報保護評価書を適合性及び妥当性の観点から点検したところ、特定個人情報保護評価指針及び川崎市情報セキュリティ基準にのっとり、特定個人情報ファイルの適正な取扱い及び必要な保護措置が取られているものと考えます。」
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	I 基本情報(5. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号) ・番号法第9条第2項の条例	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元)	評価実施機関内の他部署(財政局市民税管理課、市民・こども局戸籍住民サービス課、健康福祉局保険年金課、長寿医療課、生活保護・自立支援室、障害計画課、障害福祉課)	評価実施機関内の他部署(財政局市民税管理課、市民文化局戸籍住民サービス課、健康福祉局保険年金課、長寿医療課、生活保護・自立支援室、障害計画課、障害福祉課)	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署)	健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区保健福祉センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション	健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター 各区保健福祉センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 3 ①～⑨)	川崎市福祉事業(介護保険、生活保護)の帳票印刷・封入封緘外部委託 (①～⑨省略)	(削除)	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であるため重要な変更にあたらない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無)	提供を行っている(22)件 移転を行っている(6)件	提供を行っている(22)件 移転を行っている(10)件	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2)	市民・こども局区政推進部戸籍・住民サービス課	市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途)	番号法別表第2 42の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	・番号法別表第2 42の項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ③移転する情報)	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険賦課(特別徴収)情報)	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険賦課(特別徴収)情報) ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ②移転先における用途)	番号法別表第2 80の項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	・番号法別表第2 80の項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ③移転する情報)	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険賦課(特別徴収)情報、介護保険資格情報)	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険賦課(特別徴収)情報、介護保険資格情報) ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ②移転先における用途)	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第2 26の項に規定される事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)及び生活に困難する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金に関する事務	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ②移転先における用途)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	・番号法別表第2 108の項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③ 移転先6 ③ 移転する情報)	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険給付情報、介護保険認定情報)	・介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの(介護保険給付情報、介護保険認定情報) ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③ 移転先1、3～6 ① 法令上の根拠)	番号法第9条第2項(条例による利用)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③ 移転先7 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③ 移転先8 ①～⑦)	(新規)	財政局税務部税制課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③ 移転先9 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ③ 移転先10 ①～⑦)	(新規)	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 ①法令上の根拠 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項 ②移転先における用途 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項に規定される事務(神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	Ⅲ リスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか)	(省略)	(別紙(個人情報に関する重大事故について)に事業4及び事業5を追加)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月12日	IVその他のリスク対策(1. 監査 ②監査 具体的な内容)	【内部監査】 ・総務局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 (以下省略)	【内部監査】 ・総務企画局の情報セキュリティを所管する部署において監査計画を策定し、情報統括監理者(CIO)の責任において定期的に監査を実施する。 (以下省略)	事後	組織の名称等の形式的な変更であるため重要な変更にならない
平成28年8月12日	V開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先)	(省略) ・総務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)	(省略) ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) (以下省略)		重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年8月12日	V開示請求、問合せ(1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000047748.html)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第293の項(主務省令事項を定める命令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号)、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号) 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第21の項、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第1号及び第5号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第1号及び第5号)、4の項、6の項(主務省令事項を定める命令第6条第1号及び第4号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号)、30の項、33の項、39の項、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号)、46の項、56の2の項(主務省令事項を定める命令第30条)、58の項、61の項(主務省令事項を定める命令第32条第1号、第2号及び第3号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号)、83の項、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号)、90の項、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第6号、第8号及び第9号)、95の項、117の項	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠)の欄に記載のとおり	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にならない
平成29年7月31日	I 基本情報(7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	本間 良之	田村 慎一郎	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無)	[○]提供を行っている(22)件 [○]移転を行っている(10)件	[○]提供を行っている(33)件 [○]移転を行っている(10)件	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先23)	(新規)	全国健康保険協会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第5項 ②提供先における用途 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24)	(新規)	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第8項 ②提供先における用途 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25)	(新規)	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第11項 ②提供先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26)	(新規)	市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第17項 ②提供先における用途 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先27)	(新規)	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第22項 ②提供先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先28)	(新規)	市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第43項 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先29)	(新規)	後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第81項 ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先30)	(新規)	都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第97項 ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先31)	(新規)	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第108項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先32)	(新規)	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第109項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先33)	(新規)	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第2 第120項 ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥提供方法 〔○〕情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3)	介護給付費審査支払委託 ①委託内容 介護給付費等の審査及び支払等に関する業務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 (対象となる本人の数) 10万人以上100万人未満 (対象となる本人の範囲) 特定個人情報ファイルのうち、介護給付を受けた被保険者 (その妥当性) 国保連は、介護保険法第176条において介護給付費等の請求に関する審査及び支払業務を行うと規定されていることから。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 専用線 ⑤委託先名の確認方法 事務担当課への問い合わせによる。	介護保険保険者事務共同処理業務委託 ①委託内容 介護給付の審査・支払に付随する業務として、保険者の行う介護保険の事務処理のうち、共通する事務を共同処理し、介護保険業務の効率的な運営と精度の向上を図るため、神奈川県国民健康保険団体連合会が行う電子計算機による共同処理業務を委託する。そのうち、給付系保険者事務共同作業として、高額医療合算介護(予防)サービス費支給処理の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 特定個人情報ファイルの一部 (対象となる本人の数) 1万人以上10万人未満 (対象となる本人の範囲) 特定個人情報ファイルのうち、介護給付を受けた被保険者 (その妥当性) 国保連は、介護保険法第176条において介護給付費等の請求に関する審査及び支払業務を行うと規定されていることから。 ③委託先における取扱者数 10人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 専用線 ⑤委託先名の確認方法 事務担当課への問い合わせによる。	事前	
平成29年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要(介護保険情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3)	⑥委託先名 神奈川県国民健康保険団体連合会 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 委託者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨再委託事項 給付系保険者事務共同処理(償還払付額管理のための処理/主治医意見書料支払のための処理他)、介護給付適正化事業における情報提供(介護給付費通知書作成のための処理/ケアプラン分析ファイル作成処理他)、介護給付適正化事業における保険者支援(医療給付情報突合リストにおける処理/過誤申立書情報における処理他)	⑥委託先名 神奈川県国民健康保険団体連合会 ⑦再委託の有無 再委託する ⑧再委託の許諾方法 委託者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。 ⑨再委託事項 給付系保険者事務共同処理(償還払付額管理のための処理/主治医意見書料支払のための処理他)、介護給付適正化事業における情報提供(介護給付費通知書作成のための処理/ケアプラン分析ファイル作成処理他)、介護給付適正化事業における保険者支援(医療給付情報突合リストにおける処理/過誤申立書情報における処理他)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4①～③)	(新規)	①サービス検索・電子申請機能 ②・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをマイナポータルからオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民がマイナポータルからオンラインで申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③(他システムとの接続なし)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	I 基本情報(6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠)	令事項を定める命令第15条第3号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、33の項(主務省令事項を定める命令第22条の2第1号、第2号及び第6号)、39の項(主務省令事項を定める命令第24条の2第1号、第3号及び第7号)、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号)、43の項(主務省令事項を定める命令第25条の2第7号)、46の項、56の2の項(主務省令事項を定める命令第30条第9号)、58の項(主務省令事項を定める命令第31条の2第2号、第4号及び第8号)、61の項(主務省令事項を定める命令第32条第1号、第2号及び第3号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条第5号)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号)、81の項(主務省令事項を定める命令第43条の2第8号)、83の項、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、90の項、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第1号)、95の項、97の項(主務省令事項を定める命令第49条第2号)、106の項(主務省令事項を定める命令第53条第1号、第2号及び第5号)、108の項(主務省令事項を定める命令第55条第1号、第2号、第8号及び第9号)、109の項(主務省令事項を定める命令第55条の2第1号及び第2号)、117の項、120の項(主務省令事項を定める命令第59条の3第3号)	【情報提供】番号令第19条第7号 加表第21の項、2の項(主務省令事項を定める命令第2条第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号)、3の項(主務省令事項を定める命令第3条第3号、第4号及び第9号)、4の項、5の項(主務省令事項を定める命令第5条第2号)、6の項(主務省令事項を定める命令第6条第1号及び第5号)、8の項(主務省令事項を定める命令第7条第3号)、10の項(主務省令事項を定める命令第10条第3号)、17の項(主務省令事項を定める命令第12条の3第3号)、22の項(主務省令事項を定める命令第15条第3号)、26の項(主務省令事項を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、30の項、33の項(主務省令事項を定める命令第22条の2第1号、第2号及び第6号)、39の項(主務省令事項を定める命令第24条の2第1号、第3号及び第7号)、42の項(主務省令事項を定める命令第25条第3号)、43の項(主務省令事項を定める命令第25条の2第7号)、46の項、56の2の項(主務省令事項を定める命令第30条第9号)、58の項(主務省令事項を定める命令第31条の2第2号、第4号及び第8号)、61の項(主務省令事項を定める命令第32条第1号、第2号及び第3号)、62の項(主務省令事項を定める命令第33条第5号)、80の項(主務省令事項を定める命令第43条第3号)、81の項(主務省令事項を定める命令第43条の2第8号)、83の項、87の項(主務省令事項を定める命令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号)、90の項、94の項(主務省令事項を定める命令第47条第1号)、95の項、97の項(主務省令事項を定める命令第49条第2号)、106の項(主務省令事項を定める命令第53条第1号、第2号及び第5号)、108の項(主務省令事項を定める命令第55条第1号、第2号、第8号及び第9号)、109の項(主務省令事項を定める命令第55条の2第1号及び第2号)、117の項、120の項(主務省令事項を定める命令第59条の3第3号)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	V 開示請求、問合せ(④個人情報ファイル簿の公表 公表場所)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000047748.html)	川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000047748.html)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法)	[]その他()	[O]その他(サービス検索・電子申請機能)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署)	健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター 各区保健福祉センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション	健康福祉局長寿社会部介護保険課 各区区民サービス部保険年金課、区民課及び各支所区民センター 各区地域みまもり支援センター高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容)	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務	維持管理業務、アプリケーション保守業務、ソフトウェア保守業務、制度改正に伴うプログラム改修、機器更新に伴うデータ移行等	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①～⑨)	(新規)	福祉総合情報システム統合運用保守管理支援業務 ①福祉総合情報システムの安定運用に向けた定常運用支援、年間イベント対応支援、制度改正等による追加改修対応支援、運用改善支援、長期テーマ対応支援業務 ②特定個人情報ファイルの全体 ・10万人以上100万人未満 ・特定個人情報ファイルのうち、第一号被保険者及び認定を受けた第二号被保険者とその世帯員 ・新福祉総合情報システム(介護システム)の安定的な稼働のための専門的な知識と技術を有し、かつ開発時からの開発工程管理支援者であるため。 ③10人未満 ④運用・保守専用のシステム環境 ⑤事務担当課への問い合わせによる。 ⑥株式会社 野村総合研究所 ⑦再委託する ⑧委託業者から書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する ⑨現在の委託先においては、再委託を行っていない。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先34①～⑦)	(新規)	独立行政法人日本学生支援機構 ①番号法第19条第7号 別表第2の106の項 ②独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの ④1万人以上10万人未満 ⑤特定個人情報ファイルの範囲に同じ ⑥情報提供ネットワークシステム ⑦照会を受けた都度	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の10の項)及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4 ①法令上の根拠)	健康福祉局地域福祉部長寿医療課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の23の項)及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の7の項、36の項)及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6 ①法令上の根拠)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、障害福祉課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、障害福祉課、医療保険部長寿・福祉医療課 ①川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の27の項)及び第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の2の項)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の8の項)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先9 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の19の項)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先10 ①法令上の根拠)	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項又は第3項	川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第2項(別表第2の31の項)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所)	<p>1 新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。</p> <p>2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>1 新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置している。</p> <p>2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>4 サービス検索・電子申請機能における措置 LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、端末に保管せず、セキュリティシステムにて入退館管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証(アクセス権限のある者のみ登録)を必要とする場所に設置しているサーバーに保管する。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要(6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法)	<p>1 新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p>1 新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置 ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>2 システム連携基盤における措置 システム連携基盤の特定個人情報(副本)は、原本である業務システムの特定個人情報の消去と同期をとって、データベースから消去する。そのため、通常、システム連携基盤の事業者が特定個人情報を消去することは無い。また、ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することは無い。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>4 サービス検索・電子申請機能における措置 LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、速やかに完全消去する。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容)	<p>・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。</p> <p>・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。</p>	<p>・届出書の受理に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。</p> <p>・届出書の内容をシステムに入力後、システムに入力された内容と照合し、申請書の内容が正しく反映されているか確認を行う。</p> <p>【住民がマイポータルからオンラインで申請する場合の措置】 マイポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容)	・被保険者等の資格異動の届出の際には、資格管理に必要な情報のみを受理している。 ・他市町村等から情報を受理する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。	・被保険者等の資格異動の届出の際には、資格管理に必要な情報のみを受理している。 ・他市町村等から情報を受理する際は、資格管理事務に必要な情報のみを受理している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスクに対する措置の内容)	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかけている。	・利用目的及び記載内容を説明した上で、本人から書面による記載を求めている。 ・調査・照会等により情報を入手する際は、照会先に調査目的、根拠法令等を提示し回答を求めている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものが明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) 入手の際の本人確認の措置の内容)	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。	・個人番号カードの提示若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証する書類の提示を受けて、本人確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) 特定個人情報の正確性確保の措置の内容)	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。	・個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)) リスクに対する措置の内容)	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることで、郵送で受ける場合は、各区・各地区介護保険主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようになっている。 ・特定個人情報記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・新福祉総合情報システム(介護保険システム)のネットワークは、論理的に外部との通信が遮断された回線を利用しており、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようになっている。	・窓口で届出を受けた際は、職員が直接書面を受け取ることで、郵送で受ける場合は、各区・各地区介護保険主管課を明記して、当該住所宛てに返送するようになっている。 ・特定個人情報記載された申請書類は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠可能な場所に保管する。 ・新福祉総合情報システム(介護保険システム)のネットワークは、論理的に外部との通信が遮断された回線を利用しており、接続された特定端末のみと連携していることで、システム外への漏えい・紛失が発生することのないようになっている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようになっている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法)	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。	システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法)	システムにおけるアクセス権限の発行・失効を行う権限を所管課長に限定することで、不正なユーザーにアクセス権限が付与されることのないよう管理を行っている。	システムにおけるアクセス権限の発行・失効を行う権限を所管課長に限定することで、不正なユーザーにアクセス権限が付与されることのないよう管理を行っている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ①発効の管理 アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 アクセス権限の管理 具体的な管理方法)	人事情報と突合することでアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。	人事情報と突合することでアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を削除する等の見直しを実施している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用記録 具体的な管理方法)	新福祉総合情報システム(介護保険システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。	新福祉総合情報システム(介護保険システム)では、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している)。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容)	・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。	・操作ログを記録し、誰がいつ、どの端末から、どの情報を参照したかを把握している。 ・新任職員の研修等において、事務外利用の禁止について指導する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前にの責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(3. 特定個人情報の使用 リスク4. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容)	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは禁止している。	・システム上、特定個人情報ファイルが含まれるデータへのアクセス権限は、情報利用者に与えていない。 ・システム上、特定個人情報を扱うデータを含むファイルのダウンロードは禁止している。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようにする。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容)	【新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 【システム連携基盤における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	【新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 【システム連携基盤における措置】 ・サーバ設置場所に監視カメラを設置している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ・システム連携基盤はセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、情報管理簿による管理、など内容	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容)	【新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】 ・サーバ及びクライアントは、論理的に外部との通信が遮断された庁内回線のみ接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	【新福祉総合情報システム(介護保険システム)における措置】 ・サーバ及びクライアントは、論理的に外部との通信が遮断された庁内回線のみ接続することで、情報漏洩対策を行っている。 ・不正プログラム等に対応するため、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 【システム連携基盤における措置】 ・システム連携基盤では、ファイアウォールや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ・システム連携基盤では、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバ・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容)	・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、新福祉総合情報システム(介護保険システム)にも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	・本市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、新福祉総合情報システム(介護保険システム)にも連携して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・本市に住所を有さない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容)	・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定め、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、廃棄又は消去を実施する。	・データ及び帳票は、その重要度に照らしてあらかじめ保管期限を定め、保管期限を過ぎたデータ、データ保管媒体及び帳票については、廃棄又は消去を実施する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 基本情報(2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能)	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをマイナポータルからオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民がマイナポータルからオンラインで申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	・【住民向け機能】自らが受けることできるサービスをオンライン検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 基本情報(5. 個人番号の利用 法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項(主務省令事項を定める命令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の68の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲)	特定個人情報ファイルのうち、第1号被保険者及び認定を受けた第2号被保険者とその世帯員	特定個人情報ファイルのうち、第1号被保険者及び世帯員並びに認定を受けた第2号被保険者及び世帯員。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名)	富士通 株式会社 川崎支店	富士通Japan株式会社 川崎支店	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要(4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名)	富士通 株式会社 川崎支店	富士通Japan株式会社 川崎支店	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第1項	番号法第19条第8号 別表第2 第1項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1③提供する情報)	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第2項	番号法第19条第8号 別表第2 第2項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第3項	番号法第19条第8号 別表第2 第3項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第4項	番号法第19条第8号 別表第2 第4項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先5①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第6項	番号法第19条第8号 別表第2 第6項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第26項	番号法第19条第8号 別表第2 第26項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先7①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第30項	番号法第19条第8号 別表第2 第30項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先8①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第33項	番号法第19条第8号 別表第2 第33項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先9①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第39項	番号法第19条第8号 別表第2 第39項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先10①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第42項	番号法第19条第8号 別表第2 第42項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先11①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第46項	番号法第19条第8号 別表第2 第46項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第56項の2	番号法第19条第8号 別表第2 第56項の2	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先12②提供先における用途)	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先13①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第58項	番号法第19条第8号 別表第2 第58項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先14①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第61項	番号法第19条第8号 別表第2 第61項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先15①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第62項	番号法第19条第8号 別表第2 第62項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先16①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第80項	番号法第19条第8号 別表第2 第80項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先17①法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第2 第83項	番号法第19条第8号 別表第2 第83項	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3)	健康福祉局地域福祉部保険年金課	健康福祉局医療保険部医療保険課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4)	健康福祉局医療保険部長寿・福祉医療課	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、障害福祉課、医療保険部長寿・福祉医療課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、医療保険部国民年金・福祉医療課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7)	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去②保管期間 期間)	10年以上20年未満	20年以上	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要6. 特定個人情報の保管・消去②保管期間 その妥当性)	介護保険法施行令第33条(保険料徴収権消滅期間の算定方法)より、介護保険料徴収の算定対象期間が最大10年前の属する年度とされているため。	介護保険法第21条の損害賠償請求権は、被保険者が権利を行使することができることを知った時又は損害及び加害者を知った時から5年間、権利を行使することができる時から20年間のいずれか早い方の経過により完成するため。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅲ リスク対策(5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法)	・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条項に規定される事項に限り提供又は移転する。 (略)	・番号法第9条第2項及び第19条第10号に基づく条項に規定される事項に限り提供又は移転する。 (略)	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	Ⅲ リスク対策(6. 情報提供ネットワークシステムとの接続) スク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容)	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ②(*2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない